証券コード　7500
平成27年９月11日

株　主　各　位

東京都渋谷区代々木三丁目22番７号
西川計測株式会社
取締役社長　田中勝彦

第80回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。
　さて、当社第80回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。
**　なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年９月28日（月曜日）午後５時までに到着するようご返送いただきたくお願い申しあげます。**

敬　具

記

1. 日　　時	平成27年９月29日（火曜日）午前10時 （受付開始時間：午前９時）
2. 場　　所	東京都渋谷区代々木三丁目25番３号 あいおいニッセイ同和損保新宿ビル　地下１階ホール
3. 目的事項	
報告事項	第80期（自平成26年７月１日　至平成27年６月30日） 事業報告および計算書類報告の件
決議事項	
第１号議案	剰余金の配当の件
第２号議案	定款一部変更の件
第３号議案	取締役（監査等委員である取締役を除く。）６名選任の件
第４号議案	監査等委員である取締役３名選任の件
第５号議案	補欠の監査等委員である取締役１名選任の件
第６号議案	取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件
第７号議案	監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

以　上

1. **株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.nskw.co.jp/）において、修正後の事項を掲載させていただきます。**
2. **当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。**

（添付書類）

事　業　報　告

（自　平成26年７月１日
至　平成27年６月30日）

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

当事業年度におけるわが国経済は、物価の上昇や中国経済の減速など、依然先行き不透明な状況は残るものの、政府の経済政策や日銀の金融政策により企業収益や雇用環境は改善し、緩やかな景気回復基調で推移いたしました。

計測制御業界におきましては、大企業を中心とした収益の改善や優遇税制などの政策により、設備投資計画は増加しましたが、円安やアジア諸国の経済停滞等もあり、大幅な景気回復には至りませんでした。

このような状況のもとで当社は、設備更新が堅調な上水道、都市ガス、電力などのライフライン関連を中心に、石油・化学プラント、自動車関連、通信インフラ、食品・薬品開発など、幅広い分野へ積極的な販売活動を展開してまいりました。

その結果、当事業年度における業績は、受注高268億63百万円（前期比7.1％増）、売上高255億10百万円（前期比1.6％増）となりました。利益面は、売上原価、販管費の増加により営業利益９億83百万円（前期比8.4％減）、経常利益10億17百万円（前期比9.2％減）となった一方、試験研究費増加による税額控除などにより法人税および法人税等調整額が減少し、当期純利益６億39百万円（前期比5.5％増）となりました。

部門別の概況は次のとおりであります。

制御・情報機器システム（PA、FA）部門

当部門につきましては、上水道・都市ガス・電力などにおける工事案件が多く、受注高は144億68百万円（前期比15億20百万円増）、売上高は130億14百万円（前期比23百万円増）となりました。

計測器（測定器、計測システム）部門

当部門につきましては、ＩＴ通信向け販売は堅調でしたが、自動車関連向け販売が伸びず、受注高は41億54百万円（前期比２億21百万円減）、売上高は43億33百万円（前期比61百万円減）となりました。

分析機器（ラボ分析計）部門

当部門につきましては、食品・薬品などの研究機関向けの販売は堅調でしたが、大学向けなどで大口の案件が少なく、受注高は66億20百万円（前期比36百万円減）、売上高は65億33百万円（前期比１百万円減）となりました。

産業機器・その他部門

当部門につきましては、自動車向け試験装置が堅調に推移したことなどにより、受注高は16億20百万円（前期比５億11百万円増）、売上高は16億29百万円（前期比４億44百万円増）となりました。

⑵ **設備投資および資金調達の状況**

当事業年度における設備投資の総額は、70百万円でした。その主なものは、関西支社の施設工事23百万円、業務システムの改良21百万円などで、その資金は全て自己資金で賄いました。

⑶ **事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況**

該当ございません。

⑷ **事業の譲受けの状況**

該当ございません。

⑸ **吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況**

該当ございません。

⑹ **他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況**

該当ございません。

⑺ 対処すべき課題

当社は2014年７月にスタートした３ヶ年の中期経営計画“ＮＥＸＴ　ＮＩＳＨＩＫＡＷＡ”において、エンジニアリング商社としての信頼性（エンジニアリングのブランド化）をバックボーンに、基幹ビジネスの強みを活かし、付加価値を増大させ、盤石化を進めると同時に、成長分野・新分野へもリソースを投入し、新たなコアビジネスとして育て上げ、事業の拡大を図ることを基本方針といたしました。

この方針の下、受注と収益の確保に向け、お客様の業種に特化したスペシャリストの育成を行い、顧客ニーズに沿ったソリューション営業を展開し、「品質のブランド化」を追求することで、付加価値の向上に取り組んでまいります。

また、経営環境の変化に対してより迅速的かつ効率的に対応できる体制を構築すべく、あるべきコーポレートガバナンスの確立、内部統制の一層の整備と効率的運用およびコンプライアンス体制の充実・強化に取り組んでまいります。

⑻ 財産および損益の状況

区　　分	平成23年度 (第 77 期)	平成24年度 (第 78 期)	平成25年度 (第 79 期)	平成26年度(当期) (第 80 期)
受　注　高(千円)	26,569,153	24,049,758	25,089,736	26,863,752
売　上　高(千円)	25,013,972	26,184,808	25,106,383	25,510,953
経常利益(千円)	983,784	983,855	1,120,862	1,017,998
当期純利益(千円)	490,346	523,309	605,846	639,349
１株当たり当期純利益	143円21銭	152円84銭	176円95銭	186円74銭
純　資　産(千円)	4,746,068	5,452,230	6,064,119	6,875,804
総　資　産(千円)	14,733,642	15,883,967	15,355,764	17,980,731

⑼ 重要な親会社および子会社の状況

該当ございません。

⑽ 主要な事業内容（平成27年６月30日現在）

当社は、横河電機株式会社、横河ソリューションサービス株式会社およびアジレント・テクノロジー株式会社の代理店であり、技術商社として、制御情報機器、計測器、分析機器等の販売とそれに伴うエンジニアリング、ソフトウェア開発、計装工事、保守サービスを行っております。

⑾ 使用人の状況（平成27年６月30日現在）

区　　分	使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男　　性	299名	2名減	40.9歳	15.5年
女　　性	78名	4名減	38.7歳	13.5年
合計または平均	377名	6名減	40.4歳	15.2年

⑿ 主要な営業所（平成27年６月30日現在）

本社　　東京都渋谷区代々木三丁目22番７号
支社　　関西支社（神戸市）
　　九州支社（大分市）
営業所

鶴岡営業所（鶴岡市）	福島営業所（いわき市）
千葉営業所（船橋市）	埼玉営業所（さいたま市）
多摩営業所（立川市）	横浜営業所（横浜市）
大阪営業所（大阪市）	熊本営業所（熊本市）
大牟田営業所（大牟田市）	沖縄営業所（那覇市）

⒀ 主要な借入先（平成27年６月30日現在）

該当ございません。

⒁ その他会社の現況に関する重要な事項

該当ございません。

2. 会社の株式に関する事項（平成27年６月30日現在）

⑴ **発行可能株式総数**　10,000,000株

⑵ **発行済株式の総数**　3,432,475株（自己株式 8,818株を含む）

⑶ **株主数**　1,118名

⑷ **大株主（上位10名）**

株主名	持株数	持株比率
横河電機株式会社	442,400株	12.92%
西川計測社員持株会	275,300株	8.04%
西川　徹	238,700株	6.97%
西川　隆司	196,700株	5.74%
CGML PB CLIENT ACCOUNT/COLLATERAL	148,600株	4.34%
株式会社三井住友銀行	120,000株	3.50%
株式会社SBI証券	96,300株	2.81%
日本生命保険相互会社	80,000株	2.33%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	63,700株	1.86%
日本瓦斯株式会社	59,000株	1.72%

（注）　持株比率は自己株式（8,818株）を除外して計算しております。

⑸ **その他株式に関する重要な事項**

該当ございません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当ございません。

4. 会社役員に関する事項

（1） 取締役および監査役の氏名等（平成27年６月30日現在）

地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役会長	西川　徹	
代表取締役社長	田中勝彦	
専務取締役	平井　博	営業統括本部長
常務取締役	西川隆司	コーポレート本部長
取締役	田中英一	エンジニアリング統括本部長
取締役	砂子　司	営業統括本部副本部長 兼営業統括本部室長
常勤監査役	石川博史	
監査役	野田謙二	野田総合法律事務所パートナー弁護士
監査役	宇佐美　豊	公認会計士、税理士 東芝機械株式会社　社外監査役

（注）1. 監査役野田謙二および宇佐美豊の両氏は、社外監査役であります。
2. 監査役宇佐美豊氏は、公認会計士および税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 監査役宇佐美豊氏につきましては、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
4. 監査役高橋新一郎氏は、平成26年９月26日開催の第79回定時株主総会終結の時をもって、退任いたしました。

(2) 取締役および監査役の報酬等の総額

区　　分	支 給 人 員	報 酬 等 の 額
取　締　役	6名	218,035千円
監　査　役 (うち社外監査役)	4名 (2名)	17,400千円 (5,400千円)
合　　計 (うち社外役員)	10名 (2名)	235,435千円 (5,400千円)

(注) 1. 上記の報酬等の総額には当事業年度中に計上した役員賞与（取締役77,185千円）を含んでおります。
2. 当事業年度末の取締役の員数は6名、監査役の員数は3名であります。
3. 取締役の報酬限度額は、平成24年9月26日開催の第77回定時株主総会において年額300百万円以内（ただし使用人分給与を含まない）と決議いただいております。
4. 監査役の報酬限度額は、平成18年9月26日開催の第71回定時株主総会において年額30百万円以内と決議いただいております。

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である法人等と当社との関係

イ. 監査役野田謙二氏は、当社の顧問弁護士事務所である野田総合法律事務所のパートナー弁護士であります。

ロ. 監査役宇佐美豊氏は、東芝機械株式会社の社外監査役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

氏　　名	地　　位	主な活動状況
野 田 謙 二	社外監査役	当事業年度に開催された取締役会には、12回中9回出席し、主に弁護士としての専門的見地から、必要に応じ、当社の経営上有用な指摘、意見を述べております。また監査役会には、12回中8回出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
宇佐美　　豊	社外監査役	当事業年度に開催された取締役会には、12回全てに出席し、主に公認会計士として培ってきた豊富な経験・見地から、適宜発言を行っております。また、監査役会には12回全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

(4) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(5) 社外取締役を置くことが相当でない理由

当社は、現在、当社の事業内容および規模に鑑み、戦略的意思決定機能に機動性を持たせるため取締役６名をもって取締役会を構成しておりますが、当社における適切な取締役会の在り方につきましては常に検討をしてまいりました。

その結果、現行の監査役設置会社の枠組みでの社外取締役を選任するのではなく、監査等委員会設置会社に移行し、複数の社外取締役を選任することが、当社の今後のガバナンスの在り方に最適であるとの結論に至りました。

このような経緯により、当社は、当事業年度末日において社外取締役を選任しておりませんが、平成27年９月29日開催の定時株主総会において社外取締役２名を選任する旨の議案を付議させていただく予定です。

監査等委員会設置会社への移行後は、取締役会の監督機能の強化によるコーポレート・ガバナンスの一層の充実という観点から、業務執行をしない社外取締役で構成される監査等委員会の機能を活用することで、中長期的な企業価値向上を図ってまいります。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	25,300千円
②当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	25,300千円

（注） 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査役会は、会計監査人の報酬等についての審議にあたり、取締役会、業務執行部門および会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況、報酬見積もりの算定根拠等について確認し、適切であると判断し、同意しております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 会社の体制および方針

（1） 業務の適正を確保する体制

① 取締役および使用人の職務執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

イ．行動規範を制定し、法令遵守および経営倫理尊重を企業活動の前提とすることを徹底する。

ロ．コンプライアンス全体を統括する組織として、管理部門担当取締役を責任者とする「リスクマネジメント・コンプライアンス委員会」を設置する。市民社会の秩序や安全を脅かす反社会的勢力には、当体制において毅然とした態度で対応する。

ハ．法令違反を未然に防ぐため「内部通報制度」を整備し全社員への周知を図る。通報を受けた「スピークアップ委員会」および弁護士事務所は通報内容を守秘し、通報者に対して不利益な取扱いを行わないものとする。

ニ．業務部門から独立した内部監査部門を設置し、全部門の業務プロセスを監視して不正の発見・防止とプロセスの改善に努める。

ホ．財務報告の信頼性を確保するために「財務報告に係る内部統制の基本方針」を定め、その実現に向けて「内部統制委員会」を設置する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

文書管理規程に基づき、次の文書（電磁的記録を含む）について関連資料とともに定められた期間保管する。取締役および監査役は、常時これらの文書等を閲覧できるものとする。

取締役会議事録　株主総会議事録　重要な会計諸帳簿　重要な起案書

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ．リスク管理を推進する組織として、管理部門担当取締役を責任者とする「リスクマネジメント・コンプライアンス委員会」を設置する。

ロ．業務プロセスに関する統制は、主として業務管理部門・経理部門が担い、社内規程に適合した業務処理を指導する。

ハ．情報システム部門は「情報セキュリティ基本方針」を策定し、各部門の情報管理の徹底を図る。

ニ．大規模な事故、災害等が発生した場合は、社長を本部長とする危機対策本部を設置するなど危機対応のためのマニュアルを整備する。

ホ．職場や工事現場の安全・衛生管理は「安全衛生管理規程」、「安全衛生運用基準」に則り、推進組織として「安全衛生委員会」が監督・指導を行い労働安全の確保を図る。

④　取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ．定例取締役会を毎月１回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に取締役会を開催し、取締役の職務執行の監督、経営の基本方針、重要事項の決定を行う。

ロ．取締役会を補完し、取締役の業務執行が機動的に行われるよう、執行役員を含む「経営マネジメント会議」を毎月１回開催し、事業環境の変化に即応する体制をとる。

ハ．職務執行については、中長期経営計画に基づき、各年度計画を立案し、各部門計画に連鎖させる。取締役は各部門における部門計画の執行状況について「経営予算会議」（月例）および役員によるヒアリング（適時）において指導、監督する。

⑤　企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、企業集団が存在しないので該当事項はありません。

⑥　監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項

イ．監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、必要に応じて監査役の業務補助のための監査スタッフを置く。

ロ．取締役からの独立性を確保するため、監査スタッフの人事については、取締役は監査役の意見を尊重する。

ハ．取締役は、監査役の職務を補助すべき使用人の配置について、監査役と業務執行側からの指揮命令が相反しないように配慮する。両者の指揮命令が相反する場合、補助使用人は監査役からの指揮命令を優先する。

⑦　監査役への報告体制

イ．取締役および使用人は、法令に違反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときは、直ちに監査役に報告する。

ロ．取締役および使用人は、監査役から職務執行に関する事項の報告を求められた場合には速やかに報告を行う。

ハ．監査役に報告をした者は、当該報告を行ったことを理由として解雇その他のいかなる不利益な取り扱いも受けないものとする。

ニ．監査役は、取締役会、経営マネジメント会議、経営予算会議をはじめとする重要会議への出席、起案書等重要な文書の閲覧および監査役会として事業所への定期的な往査を通じ、経営全般の監査を行い透明性、客観性の確保に努める。なお、監査役は、会計監査人から会計監査結果について説明を受けるとともに、情報の交換を行うなど連携を図る。

⑧　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ．監査役は、代表取締役社長および取締役と定期的に会合を持ち、経営方針の確認や監査上の重要事項について意見交換を行う。

ロ．監査役は、会計監査人と定期的に会合を持ち、会計監査が実効的に行われているか意見交換を行う。

ハ．当社は、監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払いまたは支出をした費用等の償還の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、当該費用または債務を処理するものとする。

(2)　業務の適正を確保する体制の運用状況

①　取締役および使用人の職務執行が法令および定款に適合することの確保するための体制

イ．リスクマネジメント・コンプライアンス委員会を毎月開催し、法令順守ならびに法改正に対する対応状況、および反社会的勢力との取引遮断などの実施状況を確認し、コンプライアンスの徹底を図っております。

ロ．内部統制委員会を毎月開催し、定期的な「財務報告に係る内部統制の基本方針」の見直しや、内部統制システムの運用上新たに見出された問題点等について適切な是正改善と、必要に応じて再発防止への取り組みを実施しております。

②　損失の危険の管理に対する体制

イ．リスクマネジメント・コンプライアンス委員会において経営に重大な影響を及ぼすリスクの抽出と対応状況の進捗を確認しております。

ロ．安全衛生委員会を毎月開催し、職場における安全衛生の推進ならびに安全管理者による工事現場パトロールを定期的に実施し、現場作業の安全意識向上を図っております。

③　監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役と内部監査部門は、四半期毎に会計監査人から会計監査結果について説明を受けるとともに情報交換ならびに連携の強化を図っております。

(3)　会社の財務および事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針

特記すべき事項はありません。

貸 借 対 照 表

(平成27年６月30日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**15,134,868**	**流動負債**	**10,313,412**
現金及び預金	6,824,915	買掛金	7,853,590
受取手形	1,311,560	リース債務	2,831
売掛金	5,362,142	未払金	161,495
商品	1,432,086	未払費用	154,755
前渡金	107,812	未払法人税等	377,074
前払費用	19,737	前受金	1,542,988
繰延税金資産	74,314	預り金	132,690
その他	4,320	損害賠償損失引当金	35,792
貸倒引当金	△2,022	その他	52,193
固定資産	**2,845,863**	**固定負債**	**791,515**
有形固定資産	**212,849**	リース債務	3,093
建物	183,236	長期未払金	84,079
構築物	605	退職給付引当金	704,343
機械装置	0	**負債合計**	**11,104,927**
工具器具備品	20,660	**純資産の部**	
土地	6,172	**株主資本**	**5,981,455**
リース資産	2,175	**資本金**	**569,375**
無形固定資産	**56,965**	**資本剰余金**	**815,226**
のれん	17,500	資本準備金	814,474
ソフトウェア	30,814	その他資本剰余金	751
電話加入権	5,094	**利益剰余金**	**4,601,002**
リース資産	3,556	利益準備金	125,475
投資その他の資産	**2,576,047**	その他利益剰余金	4,475,527
投資有価証券	1,715,223	別途積立金	709,000
繰延税金資産	28,902	繰越利益剰余金	3,766,527
役員保険積立金	552,254	**自己株式**	**△4,148**
長期前払費用	1,398	**評価・換算差額等**	**894,348**
破産更生債権等	1,260	その他有価証券評価差額金	894,348
その他	278,204	**純資産合計**	**6,875,804**
貸倒引当金	△1,195		
資産合計	**17,980,731**	**負債及び純資産合計**	**17,980,731**

損 益 計 算 書

（自　平成26年７月１日
至　平成27年６月30日）

（単位：千円）

科　　目	金	額
売上高		**25,510,953**
売上原価		**20,887,502**
売上総利益		**4,623,450**
販売費及び一般管理費		**3,639,797**
営業利益		**983,653**
営業外収益		
受取利息	936	
受取配当金	16,504	
保険事務手数料	2,225	
その他	14,947	34,614
営業外費用		
支払利息	27	
売上割引	211	
その他	29	268
経常利益		**1,017,998**
特別利益		
投資有価証券売却益	208	208
特別損失		
事務所移転費用	10,887	10,887
税引前当期純利益		**1,007,319**
法人税、住民税及び事業税	372,513	
法人税等調整額	△4,543	367,969
当期純利益		**639,349**

株主資本等変動計算書

（自　平成26年７月１日
至　平成27年６月30日）

（単位：千円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計
						別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	569,375	814,474	751	815,226	125,475	709,000	3,206,863	4,041,338
会計方針の変更による累積的影響額							57,265	57,265
会計方針の変更を反映した当期首残高	569,375	814,474	751	815,226	125,475	709,000	3,264,129	4,098,604
当期変動額								
剰余金の配当							△136,951	△136,951
当期純利益							639,349	639,349
自己株式の取得								
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								
当期変動額合計	－	－	－	－	－	－	502,398	502,398
当期末残高	569,375	814,474	751	815,226	125,475	709,000	3,766,527	4,601,002

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△3,979	5,421,960	642,159	642,159	6,064,119
会計方針の変更による累積的影響額		57,265			57,265
会計方針の変更を反映した当期首残高	△3,979	5,479,225	642,159	642,159	6,121,384
当期変動額					
剰余金の配当		△136,951			△136,951
当期純利益		639,349			639,349
自己株式の取得	△168	△168			△168
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			252,188	252,188	252,188
当期変動額合計	△168	502,230	252,188	252,188	754,419
当期末残高	△4,148	5,981,455	894,348	894,348	6,875,804

個別注記表

重要な会計方針

1. 資産の評価基準および評価方法

⑴ 有価証券の評価基準および評価方法

その他有価証券

時価のあるもの……期末日の市場価格等に基づく時価法
（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの……移動平均法による原価法

⑵ たな卸資産の評価基準および評価方法

得意先の仕様に基づく発注商品……個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

常備保管商品……移動平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

その他保守用品……最終仕入原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

2. 固定資産の減価償却の方法

⑴ 有形固定資産（リース資産を除く）……定率法
ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法によっております。
なお、主な耐用年数は以下の通りです。

建物・構築物	5～50年
機械装置・工具器具備品	4～15年

⑵ 無形固定資産（リース資産を除く）……定額法
なお、主な耐用年数は以下の通りです。

ソフトウェア（自社利用分）	５年
のれん	５年

⑶ リース資産……所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産について、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

⑴ 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

⑵ 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

⑶ 工事損失引当金

受注工事の損失に備えるため、当事業年度末における手持ち工事のうち、損失の発生が見込まれ、かつ金額を合理的に見積ることのできる工事について損失見積額を計上しております。

⑷ 受注損失引当金

受注契約の損失に備えるため、当事業年度末における工事以外の受注残のうち、損失の発生が見込まれ、かつ金額を合理的に見積ることのできる契約について損失見積額を計上しております。

⑸ 損害賠償損失引当金

損害賠償請求に伴う今後の損失に備えるため､当社が負担することとなる損失見積額を計上しております。

なお、当該損害賠償損失引当金は従業員の交通事故による損害賠償金に対するものであります。

⑹ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異の処理方法

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

4. 完成工事高および完成工事原価の計上基準

当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

⑴ 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

振当処理の要件を満たしている為替予約については、振当処理によっております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段……為替予約

ヘッジ対象……外貨建金銭債務

③ ヘッジ方針

為替変動リスクを回避する目的で行っております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ手段とヘッジ対象に関する条件が完全に同一であるため、有効性の評価は省略しております。

⑵ 消費税および地方消費税の会計処理

税抜方式にて処理しております。

会計方針の変更

(退職給付に関する会計基準等の適用)

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号　平成24年５月17日。以下「退職給付会計基準」という。）および「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号　平成27年３月26日。）を、当事業年度より適用し、退職給付債務および勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更し、割引率の決定方法を従業員の平均残存勤務期間に近似した年数に基づく割引率を使用する方法から、退職給付の支払見込期間および支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更いたしました。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当事業年度の期首において、退職給付債務および勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の期首において、退職給付引当金が88,604千円および繰延税金資産が31,339千円それぞれ減少し、繰越利益剰余金が57,265千円増加しております。なお、当事業年度の損益に与える影響は軽微であります。

貸借対照表の注記

1. 金額は千円未満の端数を切り捨てております。
2. 有形固定資産の減価償却累計額　499,022千円
3. 担保に供している資産

   投資有価証券のうち、111,574千円を仕入債務2,955,469千円の担保に供しております。
4. 保証債務

   当社従業員向住宅資金銀行貸付保証制度による金融機関からの貸付に対する保証債務は、30,507千円であります。

損益計算書の注記

金額は千円未満の端数を切り捨てております。

株主資本等変動計算書の注記

1. 金額は千円未満の端数を切り捨てております。
2. 当事業年度の末日における発行済株式の総数　普通株式　3,432,475株
3. 当事業年度の末日における自己株式の数　普通株式　8,818株
4. 当事業年度に行った剰余金の配当に関する事項

決　議	株式の種類	配当金総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成26年9月26日定時株主総会	普通株式	136,951千円	40.00円	平成26年6月30日	平成26年9月29日

5. 当事業年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成27年9月29日定時株主総会	普通株式	利益剰余金	154,064千円	45.00円	平成27年6月30日	平成27年9月30日

税効果会計の注記

1. 繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因の内訳

繰延税金資産(流動)	
未払事業税	29,906千円
損害賠償損失引当金	12,033千円
未払金	25,949千円
その他	6,425千円
繰延税金資産(流動)合計	74,314千円
繰延税金資産(固定)	
投資有価証券	157,174千円
退職給付引当金	231,591千円
貸倒引当金	362千円
長期未払金	27,628千円
資産除去債務	6,267千円
その他	2,881千円
繰延税金資産(固定)小計	425,906千円
評価性引当額	△192,826千円
繰延税金資産(固定)合計	233,079千円
繰延税金負債(固定)	
その他有価証券評価差額金	△204,176千円
繰延税金資産(固定)の純額	28,902千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別内訳

法定実効税率	35.43%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.71%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△0.29%
住民税均等割等	1.61%
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	2.17%
試験研究費の税額控除	△3.22%
その他	0.12%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	36.53%

3. 法人税率の変更等による影響

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第９号）および「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第２号）が平成27年３月31日に公布され、平成27年４月１日以降に開始する事業年度から法人税率等の引き下げ等が行われることとなりました。

これに伴い、繰延税金資産および繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.43％から、平成27年７月１日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については33.62％に、平成28年７月１日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については32.86％となります。この税率変更により、繰延税金資産は5,850千円減少し、当期純利益は21,819千円減少しております。

金融商品の注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、資金調達については現状は外部からの借入れを行っておらず、運転資金として必要な場合には銀行等金融機関から短期的な借入れを行います。

受取手形および売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は全て株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。デリバティブ取引は買掛金の為替変動リスクを回避する目的で利用し、その他の目的では利用しておりません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成27年６月30日（当事業年度の決算日）における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については次の通りであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
⑴ 現金及び預金	6,824,915	6,824,915	－
⑵ 受取手形	1,311,560	1,311,560	－
⑶ 売掛金	5,362,142	5,362,142	－
⑷ 投資有価証券			
その他有価証券	1,714,087	1,714,087	－
資　産　計	15,212,706	15,212,706	－
⑴ 買掛金	7,853,590	7,853,590	－
⑵ 未払金	161,495	161,495	－
⑶ 未払法人税等	377,074	377,074	－
負　債　計	8,392,161	8,392,161	－
デリバティブ取引	－	－	－

（注１）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券およびデリバティブ取引に関する事項

資産

⑴現金及び預金、⑵受取手形、⑶売掛金

これらは１年以内に決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑷投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

負債

⑴買掛金、⑵未払金、⑶未払法人税等

これらは１年以内に決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

振当処理の要件を満たしている為替予約は、ヘッジ対象とされている買掛金と一体として処理されているため、その時価は、当該買掛金の時価に含めて記載しております。

（注２）
非上場株式（貸借対照表計上額1,136千円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「⑷投資有価証券　その他有価証券」には含めておりません。

持分法損益等の注記

該当事項はありません。

関連当事者との取引の注記

法人主要株主の関連会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金または出資金（千円）	事業の内容または職業	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関係内容		取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
						役員の兼任等	事業上の関係				
法人主要株主が議決権過半数所有している会社	横河ソリューションサービス㈱	東京都武蔵野市	3,000,000	制御機器・計測機器の販売	－	－	代理店契約に基づく商品仕入等	商品の仕入	5,129,133	前渡金	27,992
										買掛金	2,967,165
	横河メータ＆インスツルメンツ㈱	東京都立川市	90,000	電気測定器の製造販売	－	－	代理店契約に基づく商品仕入等	商品の仕入	800,315	買掛金	267,450

（注１）取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

（注２）取引条件および取引条件の決定方針等
商品の仕入価格については、当社と横河ソリューションサービス㈱間および当社と横河メータ＆インスツルメンツ㈱間で締結しております代理店契約に基づき決定しております。

１株当たり情報の注記

1. １株当たり純資産額　2,008円32銭
2. １株当たり当期純利益　186円74銭

（注）１株当たり当期純利益の算定上の基礎

当期純利益	639,349千円
普通株主に帰属しない金額	－
普通株式に係る当期純利益	639,349千円
普通株式の期中平均株式数	3,423,717株

退職給付関係の注記

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の退職一時金制度と確定拠出年金制度を採用しております。
また、従業員の退職等に際して割増退職金を支払う場合があります。

2. 確定給付制度

(1)退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	833,711千円
会計方針の変更による累積的影響額	△88,604千円
会計方針の変更を反映した期首残高	745,106千円
勤務費用	53,692千円
利息費用	5,960千円
数理計算上の差異の発生額	△8,996千円
退職給付の支払額	△48,638千円
退職給付債務の期末残高	747,124千円

(2)退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

非積立型制度の債務	747,124千円
未認識数理計算上の差異	△42,781千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	704,343千円

退職給付引当金	704,343千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	704,343千円

(3)退職給付費用およびその内訳項目の金額

勤務費用	53,692千円
利息費用	5,960千円
数理計算上の差異の費用処理額	9,822千円
退職給付費用	69,475千円

(4)退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

退職給付見込額の期間配分方法	給付算定式基準
割引率	0.80%
数理計算上の差異の処理年数	10年（定額法）

3. 確定拠出年金制度

当社の当事業年度における確定拠出年金制度への要拠出額は、64,074千円であります。

重要な後発事象の注記

該当事項はありません。

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年８月７日

西川計測株式会社
　取締役会　御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　江口泰志　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　中原義勝　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、西川計測株式会社の平成26年７月１日から平成27年６月30日までの第80期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監査報告書

当監査役会は、平成26年７月１日から平成27年６月30日までの第80期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及び内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努め、以下のとおり監査を実施いたしました。

⑴ 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び内部監査部門その他使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務の状況を調査いたしました。

⑵ 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

⑶ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

⑴ 事業報告等の監査結果

一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示していると認めます。

二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

⑵ 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 新日本有限責任監査法人の監査の方法及びその結果は相当であると認めます。

平成27年８月７日
西川計測株式会社 監査役会

常勤監査役 石川博史 ㊞
社外監査役 野田謙二 ㊞
社外監査役 宇佐美豊 ㊞

以上

以上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第１号議案　剰余金の配当の件

当社は株主の皆様に対する利益還元を経営の重要施策の一つとし、業績および将来の事業展開を勘案して内部留保金とのバランスを取りながら安定的な配当をすることを基本方針としております。

当期の期末配当金につきましては、当社基本方針に基づき、財務状況や業績等を総合的に判断したうえで、株主の皆様の日頃のご支援にお報いすべく、次のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

（１）配当財産の種類
金銭といたします。

（２）株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式１株につき　45円　　総額　154,064,565円

（３）剰余金の配当が効力を生じる日
平成27年９月30日

第２号議案　定款一部変更の件

１.提案の理由

（１）「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）（以下、改正後の会社法を「改正会社法」といいます。）が平成27年５月１日に施行され、新たな機関設計として監査等委員会設置会社制度が導入されました。つきましては、取締役会の監督機能の強化によるコーポレート・ガバナンスの充実の観点から、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行することとし、これに伴い監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員および監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。

（２）改正会社法により、業務執行取締役等でない取締役との間でも責任限定契約を締結することが可能となったことに伴い、業務執行取締役等でない取締役につきましても、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、現行定款第27条の一部を変更するものであります。なお、本改正につきましては、各監査役の同意を得ております。

（３）その他、上記の各変更に伴う所要の変更および文言の整理を行うものであります。

２.変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

なお、本議案にかかる定款変更は、本総会の終結の時をもって、効力を生じるものとします。

（下線は変更箇所を示します。）

現　行　定　款	変　更　案
第１章　総 則	第１章　総 則
第１条～第３条（条文省略）	第１条～第３条（現行どおり）
（機 関）	（機 関）
第４条　当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。	第４条　当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。
(1)　取締役会	(1)　取締役会
(2)　監査役	(2)　監査等委員会
(3)　監査役会	（削除）
(4)　会計監査人	(3)　会計監査人

現　行　定　款	変　更　案
第５条～第17条（条文省略）	第５条～第17条（現行どおり）
第４章　取締役および取締役会	第４章　取締役および取締役会
（員 数） 第18条　当会社の取締役は８名以内とする。	（員 数） 第18条　当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は８名以内とする。
（新設）	2.　当会社の監査等委員である取締役は４名以内とする。
（選任方法） 第19条　取締役は、株主総会において選任する。	（選任方法） 第19条　取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。
2.　（条文省略） 3.　（条文省略）	2.　（現行どおり） 3.　（現行どおり）
（任 期） 第20条　取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	（任 期） 第20条　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

現　行　定　款	変　更　案
2.　増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。	（削除）
（新設）	2.　監査等委員である取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
（新設）	3.　任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
第21条～第22条（条文省略）	第21条～第22条（現行どおり）
（取締役会の招集通知） 第23条　取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要あるときは、この期間を短縮することができる。 2.　取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。	（取締役会の招集通知） 第23条　取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2.　取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

現　行　定　款	変　更　案
（取締役会の決議方法） 第24条　（条文省略）	（取締役会の決議方法） 第24条　（現行どおり）
（新設）	（重要な業務執行の決定の委任） 第25条　取締役会は、会社法第399条の13第６項の規定により、その決議によって重要な業務執行（同条第５項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。
（取締役会規程） 第25条　（条文省略）	（取締役会規程） 第26条　（現行どおり）
（報酬等） 第26条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。	（報酬等） 第27条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

現　行　定　款	変　更　案
（取締役の責任免除） 第27条　（条文省略） 2. 当会社は、社外取締役との間で、当該社外取締役の会社法第423条第１項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。	（取締役の責任免除） 第28条　（現行どおり） 2. 当会社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、当該取締役の会社法第423条第１項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。
第５章　監査役および監査役会	（削除）
（員 数） 第28条　当会社の監査役は４名以内とする。	（削除）
（選任方法） 第29条　監査役は、株主総会において選任する。 2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	（削除）

現　行　定　款	変　更　案
（任 期） 第30条　監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2.　任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。	(削除)
（常勤の監査役） 第31条　監査役会は、その決議によって、常勤の監査役を選定する。	(削除)
（監査役会の招集通知） 第32条　監査役会の招集通知は、会日の３日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2.　監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。	(削除)
（監査役会の決議方法） 第33条　監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。	(削除)

現　行　定　款	変　更　案
（監査役会規程） 第34条　監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。	（削除）
（報酬等） 第35条　監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。	（削除）
（監査役の責任免除） 第36条　当会社は、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第１項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。 2.　当会社は、社外監査役との間で、当該社外監査役の会社法第423条第１項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。	（削除）

現　行　定　款	変　更　案
（新設）	第５章　監査等委員会
（新設）	（招集通知） 第29条　監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2.　監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。
（新設）	（監査等委員会規程） 第30条　監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。
第６章　会計監査人	第６章　会計監査人
第37条～第38条（条文省略）	第31条～第32条（現行どおり）
第７章　計　算	第７章　計　算
第39条～第42条（条文省略）	第33条～第36条（現行どおり）

現　行　定　款	変　更　案
（新設）	附　則 （監査役の責任免除に関する経過措置） 　当会社は、第80回定時株主総会終結前の行為に関する監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第１項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。

第３号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）６名選任の件

第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は、監査等委員会設置会社となり、取締役全員（６名）は、定款変更の効力発生時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員会設置会社に移行後の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）６名の選任をお願いするものであります。

本議案は、第２号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	西川　徹 (にしかわ　とおる) (昭和25年２月14日生)	昭和50年４月　当社入社 平成元年７月　営業企画部長 平成３年９月　取締役 平成５年７月　取締役副社長 平成７年９月　代表取締役社長 平成25年７月　代表取締役会長（現任）	238,700株
2	田中勝彦 (たなかかつひこ) (昭和30年３月14日生)	昭和52年４月　当社入社 平成12年９月　執行役員エンジニアリング本部副本部長 平成16年９月　取締役エンジニアリング統括本部長 平成22年９月　常務取締役エンジニアリング統括本部長兼エネルギー営業本部長 平成23年９月　専務取締役エンジニアリング統括本部長 平成25年７月　代表取締役社長（現任）	23,400株
3	平井　博 (ひらい　ひろし) (昭和25年１月20日生)	昭和47年４月　当社入社 平成２年７月　分析営業部長 平成８年９月　取締役 平成12年９月　常務取締役営業統括本部長 平成25年９月　専務取締役営業統括本部長（現任）	25,400株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
4	西川 隆司 (昭和27年11月14日生)	昭和61年３月　当社入社 平成４年７月　経理部長 平成８年10月　神奈川副支社長 平成９年７月　総務人事部長 平成12年９月　管理本部長 平成13年９月　取締役管理本部長 平成16年９月　常務取締役管理本部長（現コーポレート本部長）（現任）	196,700株
5	田中 英一 (昭和29年10月８日生)	昭和53年４月　当社入社 平成10年７月　関西支社長 平成12年９月　執行役員関西支社長 平成16年９月　取締役営業統括本部副本部長 平成24年７月　取締役エネルギー営業本部長兼エンジニアリング統括本部長 平成25年７月　取締役エンジニアリング統括本部長（現任）	23,400株
6	砂子 司 (昭和31年10月22日生)	昭和54年４月　当社入社 平成８年７月　公共営業本部長 平成12年９月　執行役員公共営業本部長 平成15年７月　常務執行役員公共営業本部長 平成22年９月　取締役公共営業本部長 平成24年７月　取締役営業統括本部副本部長兼営業統括本部室長（現任）	9,000株

（注）各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

第４号議案　監査等委員である取締役３名選任の件

第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は、監査等委員会設置会社となりますので、監査等委員である取締役３名の選任をお願いするものであります。なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第２号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	石川博史 (昭和29年６月26日生)	昭和52年４月　当社入社 平成13年７月　人事企画部長 平成26年９月　監査役（現任）	1,200株
2	野田謙二 (昭和31年７月13日生)	平成２年４月　弁護士登録 平成７年４月　野田純生法律事務所（現野野田総合法律事務所）入所 平成18年９月　当社監査役（現任）	－株
3	宇佐美豊 (昭和33年４月28日生)	昭和59年10月　監査法人太田哲三事務所（現新日本有限責任監査法人）入所 昭和63年８月　公認会計士登録 平成18年11月　マネジメント・パワー・エクスチェンジ株式会社設立　同代表取締役就任 平成22年６月　税理士登録 平成23年９月　当社監査役（現任） （重要な兼職の状況） 東芝機械株式会社　社外監査役	－株

（注）１．各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

２．野田謙二氏および宇佐美豊氏は、社外取締役候補者であります。

３．野田謙二氏は、社外監査役として以外の方法で会社経営に関与した経験はありませんが、弁護士として企業法務に精通し、幅広い知識と見識を有していることから、当社の社外取締役にふさわしいと判断し、選任をお願いするものであります。なお、同氏の当社の社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって９年となります。

４．宇佐美豊氏は、公認会計士および税理士として企業会計に精通し、豊富な経験と見識を有していることから、当社の社外取締役にふさわしいと判断し、選任をお願いするものであります。なお、同氏の当社の社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって４年となります。

５．当社は、宇佐美豊氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員（社外監査役）として、同取引所に届け出ておりますが、同氏が原案どおり選任された場合、改めて独立役員（社外

取締役）として届け出る予定です。また、野田謙二氏が原案どおり選任された場合、同氏を同取引所の定めに基づく独立役員（社外取締役）として届け出る予定です。なお、野田謙二氏は、当社との間で顧問弁護士契約を締結している野田総合法律事務所のパートナー弁護士にあたりますが、当社が直前事業年度に同事務所に支払った報酬額は僅少であり、同氏の独立性に影響を与えるものではないと判断しております。

6．当社は、第２号議案「定款一部変更の件」ならびに野田謙二氏および宇佐美豊氏の選任が原案どおり承認された場合、会社法第427条第１項の規定に基づき、両氏との間で、法令が定める額を限度として損害賠償責任を限定する契約を締結する予定です。

第５号議案　補欠の監査等委員である取締役１名選任の件

第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は、監査等委員会設置会社となります。つきましては、監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠の監査等委員である取締役１名の選任をお願いするものであります。なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第２号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

補欠の監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当ならびに重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
三原正俊（みはらまさとし） (昭和46年12月８日生)	平成10年４月　弁護士登録 平成10年４月　第一東京弁護士会入会 平成10年４月　山本隆幸法律事務所入所（現任）	－株

(注) 1．候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2．三原正俊氏は、補欠の社外取締役候補者であります。

3．三原正俊氏は、会社の経営に関与した経験を有しておりませんが、弁護士として企業法務に精通し、幅広い知識と見識を有していることから、当社の社外取締役にふさわしいと判断し、選任をお願いするものであります。

4．当社は、第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認され、かつ、三原正俊氏が監査等委員である取締役に就任した場合、会社法第427条第１項の規定に基づき、三原正俊氏との間で、法令が定める額を限度として損害賠償責任を限定する契約を締結する予定です。

第６号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、平成24年９月26日開催の第77回定時株主総会において年額300百万円以内とご承認いただき今日に至っておりますが、第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第１項および第２項の規定に基づき、現在の取締役の報酬等の額に関する定めに代えて、取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）の報酬等の額を、昨今の経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額300百万円以内と定めること、および、各取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、取締役会の決議によるものとすることにつきお諮りするものです。

なお、取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まないものといたしたいと存じます。

現在の取締役は６名でありますが、第２号議案「定款一部変更の件」および第３号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）６名選任の件」が原案どおり承認された場合、監査等委員会設置会社へ移行した後の取締役の員数は６名となります。

本議案の内容は、第２号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

第７号議案　監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

第２号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第１項および第２項の規定に基づき、監査等委員である取締役の報酬等の額を、昨今の経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額40百万円以内と定めること、および、各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、監査等委員である取締役の協議によるものとすることにつきお諮りするものです。

第２号議案「定款一部変更の件」および第４号議案「監査等委員である取締役３名選任の件」が原案どおり承認された場合、監査等委員会設置会社へ移行した後の監査等委員である取締役の員数は３名となります。

本議案の内容は、第２号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

以　上

株主総会会場ご案内図

会場　東京都渋谷区代々木三丁目25番３号
　　あいおいニッセイ同和損保新宿ビル　地下１階ホール
電話　03-5371-5436

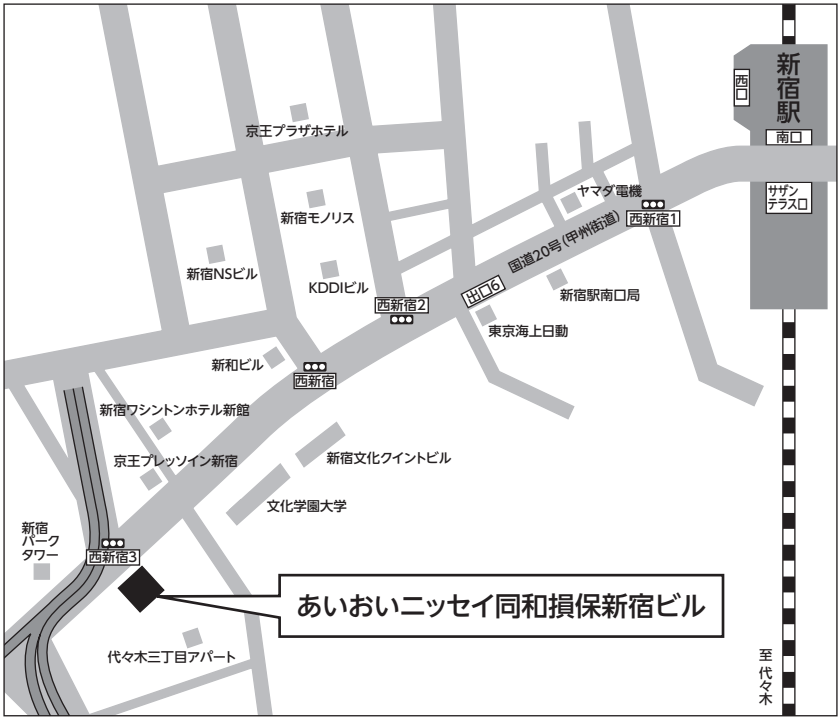

交通のご案内
●JR新宿駅　南口またはサザンテラス口より徒歩13分
●都営新宿線（京王新線）新宿駅　新都心口　出口６より徒歩８分

○駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場は、ご遠慮くださいますようお願い申しあげます。

UD FONT
見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。